

【他自治体サポート店制度一覧】

資料3-2

◎多摩市でサポート店制度を運用する上での議論のポイント◎

1. 店舗を登録するのみにとどまらず、制度をわかりやすく周知するためにどうすればよいか
2. 相談会形式の制度を設ける場合、福祉なんでも相談との違いを明確にする必要がある
3. 多摩市で実施するために必要な支援はなにか
4. 紹介できる物件情報を確保する必要がある(セーフティネット住宅登録の推進)

自治体名	制度名	サポート内容	サポート対象	相談日時および相談会場	助成制度	問合せ先
八王子市	居住支援協力店	住宅確保要配慮者の入居相談に対応する不動産店を「居住支援協力店」として登録し、ホームページ上で公開する。 協力店にはステッカーを配布し、利用者が店外から協力店であることが分かるようにしている。	住宅確保要配慮者	店舗営業中随時	—	八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課
世田谷区	お部屋探しサポート	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを行う。 ※より多くの方に利用して頂きたいといった理由から、参加は原則1人3回まで	世田谷区にお住まいの下記に該当する方 ・高齢者(60歳以上)の単身世帯or高齢者のみ世帯 ・障害者の単身世帯or障害者のいる世帯 ・18歳未満の子のいるひとり親世帯	◎毎週火・木 13時～16時:世田谷区住宅課 ◎毎月第1・3金 13時～16時:砧総合支所 ◎毎月第2・4金 13時～16時:烏山総合支所 ※事前に電話予約が必要	◎世田谷区内在住2年以上の60歳以上の高齢者・障害者・18歳未満の子のいるひとり親世帯の方で、連帯保証人が見つからない場合、区と協定を結ぶ民間家賃保証会社と保証契約を結ぶ際の保証金の一部を助成(保証料の1/2、限度2万円) ※生活保護受給世帯は対象外	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 住まいサポートセンター
江東区	お部屋探しサポート 民間賃貸住宅空き室情報提供サービス	江東区内にお住まいで、立退きや家賃過重などの理由から、引越しをしなければならない高齢者等、部屋探しの手伝いをする。 江東区と協定を締結している不動産団体の会員が区役所の窓口、協力不動産店の窓口で賃貸物件の空き室情報を案内する。 ※登録件数:30件	以下の①～⑤全てに該当する方が対象 ①江東区にお住まいの方 ②次のいずれかに該当する方 ・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯 ③自分で日常生活ができる人 ④住宅に困っている方 ⑤連帯保証人がいる方	◎区役所に相談窓口を開設し情報提供 (毎週火曜日・予約制) 電話or住宅課窓口で事前予約 ⇒ 予約した週の火曜日に住宅課窓口へ ⇒ 申請書を提出して相談 ※1人1時間まで、1日3件まで ◎区内協力不動産店で相談し、情報提供(店舗営業中いつでも) 住宅課窓口で申請書を提出 ⇒ 申請済証 ⇒ 申請書を持参し協力店で相談	◎一定基準以下の所得の世帯には、入居に際して契約金の一部を助成(家賃1ヶ月分、限度8万円) ※生活保護受給世帯は対象外 ◎連帯保証人が見つからない場合、区と協定を結ぶ民間家賃保証会社と保証契約を結ぶ際の保証金の一部を助成(保証料の1/2、限度2万円)	江東区 住宅課 住宅指導係
神奈川県	神奈川県あんしん賃貸協力店	あんしん賃貸協力店(不動産店)が、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯の方々のお部屋探しを支援する。受け入れ可能なあんしん賃貸住宅を登録し、その情報がホームページで公開される。 協力店にはステッカーを配布し、利用者が店外から協力店であることが分かるようにしている。 ※登録店数:466件(神奈川県内全域) ※かながわあんしん賃貸住宅登録数:717件 ※京都市居住支援協議会、鳥取県居住支援協議会も同様のサポートを実施	高齢者世帯 障害者世帯 外国人世帯 子育て世帯 家賃を安定して支払うことができる方 地域社会で自立した日常生活を営むことができる方	店舗営業中随時	—	公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 (神奈川県居住支援協議会) 特定非営利活動法人 神奈川外国人すまいサポートセンター